

### Ⅲ. 受験資格について

※受験資格を満たしていない場合、受験できません。不明な点がある場合は、出願前にお問い合わせください。  
※日本国外から出願する場合、受験時の日本入国手続はご本人でおこなっていただきますのでご注意ください。

#### 《 修 士 課 程 》

##### 1. 一般入試 次の1)~9)のいずれかに該当する者

1)	大学を卒業した者、又は2019年3月末までに大学卒業見込みの者(※1)
2)	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、又は2019年3月末までに同機構より学士の学位を授与される見込みの者(※2)
3)	外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は2019年3月末までに修了見込みの者(※3)
4)	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、又は2019年3月末までに修了見込みの者(※4)
5)	我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、又は2019年3月末までに修了見込みの者(※5)
6)	外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は2019年3月末までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者(※6)
7)	専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者(2019年3月末までに修了見込みの者も含む)(※7)
8)	文部科学大臣の指定した者(※8)
9)	本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者(※9)

##### ＜補足事項＞

- ※1 「大学」とは日本国内の大学を指します。
- ※2 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務局へお問い合わせください。
- ※3 学士学位を取得(2019年3月末までに取得見込みを含む)していない場合は該当しません。
- ※4 学士学位を取得(2019年3月末までに取得見込みを含む)していない場合は該当しません。
- ※5 文部科学大臣指定外国大学日本校を指します。対象となる学校は、文部科学省ホームページを参照してください。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/001.htm)
- ※6 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務局へお問い合わせください。
  - ・学士の学位に相当する学位を授与されていない場合は該当しません。たとえば中国の3年制大学(専科大学・職業大学院等)のみ卒業し学士学位を取得していない場合は該当しません。
  - ・「その他の外国の学校」とはその教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り、
  - ・「修業年限が3年以上である課程を修了する」方法には、当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含みます。
- ※7 対象となる専修学校の専門課程については、文部科学省ホームページを参照してください。  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316/002.htm)
- ※8 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務局へお問い合わせください。
- ※9 詳細は14・15ページを参照してください。なお、22歳に達した者とは入学時(2019年4月)の年齢を指します。

##### 【注意】ダブルディグリープログラムにより学位を取得した方(見込みを含む)

ダブルディグリープログラムにより学位を取得した(見込みを含む)場合、「複数の大学あるいは複数の学部(専攻)を卒業している場合(見込みを含む)」に該当しますので(23・24ページ参照)、卒業したすべての大学・学部(専攻)を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「卒業証明書」「学士学位取得証明書(外国の大学卒業の場合のみ)」を提出してください。

## 《 修 士 課 程 》

### 2. 外国人入試

#### 【専攻】国際文化・経済学・法律学・政治学・国際政治学・社会学・経営学

日本国以外の国籍を有し、次の1)～5)のいずれかに該当する者

1)	外国において、学校教育における16年以上の課程を修了し、学士の学位を有する者、又は2019年3月末までに修了見込み（学士の学位を授与される見込み）の者
2)	外国に居住し、学士の学位を有する者、又は外国に居住し、2019年3月末までに修了見込み（学士の学位を授与される見込み）の者（※1） （いずれも日本の大学で学士の学位を授与された者あるいは学士の学位を授与される見込みの者を除く）
3)	外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は2019年3月末までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者（※2）
4)	文部科学大臣の指定した者（※3）
5)	本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者（※4）

- ※1 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。  
また、日本国外に居住していることを証明する書類（外国の住民票もしくはそれに相当するもの）を出願書類とともに提出してください。
- ※2 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部へ問い合わせてください。
- ・学士の学位に相当する学位を授与されていない場合は該当しません。たとえば中国の3年制大学（専科大学・職業学院等）のみ卒業し学士学位を取得していない場合は該当しません。
  - ・「その他の外国の学校」とはその教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り、ます。
  - ・「修業年限が3年以上である課程を修了する」方法には、当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含みます。
- ※3 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部へ問い合わせてください。
- ※4 詳細は14・15ページを参照してください。なお、22歳に達した者とは入学時（2019年4月）の年齢を指します。
- ※5 1）、3）において、日本の大学で学士の学位を授与された者あるいは学士の学位を授与される見込みの者は除きます。

#### 【専攻】日本文学・国際日本学インスティテュート

日本国以外の国籍を有し、次の1)～5)のいずれかに該当する者

1)	外国において、学校教育における16年以上の課程を修了し、学士の学位を有する者、又は2019年3月末までに修了見込み（学士の学位を授与される見込み）の者
2)	日本の4年制大学を卒業した者（2019年3月卒業見込みの者含む）のうち、日本での滞在期間が通算6年以下である者（※1）
3)	外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、又は2019年3月末までに学士の学位に相当する学位を授与される見込みの者（※2）
4)	文部科学大臣の指定した者（※3）
5)	本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達した者（※4）

- ※1 通算6年以下とは、入学時（2019年4月）での通算年数を指します。
- ※2 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部へ問い合わせてください。

- ・学士の学位に相当する学位を授与されていない場合は該当しません。たとえば中国の3年制大学（専科大学・職業学院等）のみ卒業し学士学位を取得していない場合は該当しません。
- ・「その他の外国の学校」とはその教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限り、
- ・「修業年限が3年以上である課程を修了する」方法には、当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含みます。

※3 この資格により受験希望の場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部へ問い合わせてください。

※4 詳細は14・15ページを参照してください。なお、22歳に達した者とは入学時（2019年4月）の年齢を指します。

### 【注意】

#### ダブルディグリープログラムにより学位を取得した方（見込みを含む）

日本の大学と日本国外の大学のダブルディグリープログラムにより学位を取得した（見込みを含む）場合、「日本の大学で学位を授与された（される）者」とみなしますので、外国人入試は受験できません（ただし、日本文学専攻と国際日本学インスティテュートの場合は日本での滞在期間が通算6年以下であれば受験を認めます）。

なお、日本でのダブルディグリープログラムの授業がすべて英語で行われていた場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

また、ダブルディグリープログラムにより学位を取得した（見込みを含む）場合、「複数の大学あるいは複数の学部（専攻）を卒業している場合（見込みを含む）」に該当しますので（23・24ページ参照）、卒業したすべての大学・学部（専攻）を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「卒業証明書」「学士学位取得証明書（外国の大学卒業の場合のみ）」を提出してください。

## 《 修 士 課 程 》

### 3. 社会人入試

次の1)～3)のいずれかに該当し、4)の条件を満たす者

**※経済学研究科および経営学研究科については、在留資格が「留学」の場合社会人入試は受験できません。**

1)	日本もしくは外国において大学を卒業した者（※1） （但し、国際日本学インスティテュート、経済学研究科、経営学研究科、公共政策研究科、連帯社会インスティテュートでは、2019年3月末までに卒業見込みの者も可とする）
2)	文部科学大臣の指定した者（※2）
3)	本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者（※3）
4)	<p>次の専攻・インスティテュートについては、2019年4月1日現在、以下の条件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆哲学専攻・日本文学専攻・英文学専攻・史学専攻・地理学専攻・国際日本学インスティテュート ・・・25歳以上の者。但し1年以上の職務経験がある場合は25歳未満でも可</li> <li>◆国際文化専攻・・・25歳以上かつ職務経験が3年以上ある者</li> <li>◆経済学専攻・・・25歳以上の者</li> <li>◆法学専攻・・・25歳以上かつ職務経験が1年以上ある者</li> <li>◆国際政治学専攻・・・25歳以上の者</li> <li>◆社会学専攻・・・25歳以上かつ、職務経験が3年以上ある者</li> <li>◆経営学専攻             <ul style="list-style-type: none"> <li>イ) 国際経営コース、人材・組織マネジメントコース、アカウンティング・ファイナンスコース ・・・25歳以上の者。但し職務経験が3年以上ある場合は25歳未満でも可</li> <li>ロ) 企業家養成コース、マーケティングコース ・・・職務経験を問わず、25歳未満でも可</li> </ul> </li> <li>◆公共政策学専攻・・・・・・・・・・25歳以上かつ職務経験が3年以上ある者</li> <li>◆サステナビリティ学専攻・・・・・・・・25歳以上かつ職務経験が3年以上ある者</li> <li>◆連帯社会インスティテュート・・・・25歳以上の者</li> </ul>

※1 学士学位を取得（あるいは専攻により2019年3月末までに取得見込み）していない場合は該当しません。

※2 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

※3 詳細は14・15ページを参照してください。なお、22歳に達した者とは入学時（2019年4月）の年齢を指します。

## 《 博士後期課程 》

### 1. 一般入試 次の1)～6)のいずれかに該当する者

1)	修士の学位又は専門職学位を有する者、又は2019年3月末までに学位を授与される見込みの者
2)	外国における大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者、又は2019年3月末までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得る見込みの者
3)	外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者、又は2019年3月末までに修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得る見込みの者(※1)
4)	文部科学大臣の指定した者(※2)
5)	本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者(※3)
6)	国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者(※4)

※1 この資格で受験希望の場合、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

※2 この資格で受験希望の場合、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

※3 14・15ページを参照してください。なお、24歳に達した者とは入学時(2019年4月)の年齢を指します。

※4 この資格で受験希望の場合、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

#### 【注意】

#### ダブルディグリープログラムにより学位を取得した方(見込みを含む)

ダブルディグリープログラムにより学位を取得した(見込みを含む)場合、「複数の大学あるいは複数の研究科(専攻)を修了している場合(見込みを含む)」に該当しますので(23・24ページ参照)、修了したすべての大学・研究科(専攻)を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「修了証明書」「修士学位取得証明書(外国の大学修了の場合のみ)」を提出してください。

## 《 博士 後 期 課 程 》

### 2. 外国人入試

日本国以外の国籍を有し、次の1)～4)のいずれかに該当する者

1)	外国において、学校教育における17年以上の課程を修了し、修士の学位又は専門職学位を有する者、又は2019年3月末までに修了見込み(学位を授与される見込み)の者
2)	外国に居住し、修士の学位又は専門職の学位を有する者、又は外国に居住し、2019年3月末までに修了見込み(学位を授与される見込み)の者(但し、日本の大学で学位を授与された者、授与される見込みの者を除く)(※1)
3)	文部科学大臣の指定した者(※2)
4)	本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者(※3)

※1 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。  
また、日本国外に居住していることを証明する書類(外国の住民票もしくはそれに相当するもの)を出願書類とともに提出してください。

※2 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

※3 14・15ページを参照してください。なお、24歳に達した者とは入学時(2019年4月)の年齢を指します。

#### 【注意】

#### ダブルディグリープログラムにより学位を取得した方(見込みを含む)

日本の大学と日本国外の大学のダブルディグリープログラムにより学位を取得した(見込みを含む)場合、「日本の大学で学位を授与された(される)者」とみなしますので、外国人入試は受験できません。

なお、日本でのダブルディグリープログラムの授業がすべて英語で行われていた場合は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

また、ダブルディグリープログラムにより学位を取得した(見込みを含む)場合、「複数の大学あるいは複数の研究科(専攻)を修了している場合(見込みを含む)」に該当しますので(23・24ページ参照)、修了したすべての大学・研究科(専攻)を出願書類の学歴欄に記入し、それぞれの「成績証明書」「修了証明書」「修士学位取得証明書(外国の大学修了の場合のみ)」を提出してください。

### 3. 社会人入試

次の1)～5)のいずれかに該当し、6)の条件を満たす者

※経済学研究科および経営学研究科については、在留資格が「留学」の場合社会人入試は受験できません。

1)	2019年3月末までに修士課程又は専門職学位課程修了見込みの者
2)	修士の学位又は専門職学位を有する者
3)	外国における大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者
4)	大学を卒業し、又は外国において学校教育における16年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者(※1)
5)	本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者(※2)
6)	次の専攻については、2019年4月1日現在、以下の条件を満たす者 ◆史学専攻・・・27歳以上の者 ◆国際文化専攻・・・27歳以上かつ職務経験を有する者 ◆経済学専攻・・・27歳以上の者 ◆経営学専攻・・・27歳以上かつ出願時職者であること ◆公共政策学専攻・・・27歳以上かつ職務経験を有する者 ◆サステナビリティ学専攻・・・27歳以上かつ職務経験を有する者

※1 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務部にて受験資格を確認してください。

※2 14・15ページを参照してください。なお、24歳に達した者とは入学時(2019年4月)の年齢を指します。

## 《 研 修 生 》

**【専攻】** 哲学・日本文学・英文学・史学・地理学・心理学・国際日本学インスティテュート・国際文化・  
経済学・法律学・政治学・社会学・経営学

次の1)～4)のいずれかに該当する者

1)	日本の大学を卒業した者、又は2019年3月末までに日本の大学を卒業見込みの者
2)	外国において、学校教育における16年の課程を修了し学士の学位を有する者、又は2019年3月末までに修了見込み(学士の学位を授与される見込み)の者
3)	文部科学大臣の指定した者(※1)
4)	本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(※2)

※1 この資格で受験希望の方は、出願締切日1か月前までに大学院事務局にて受験資格を確認してください。

※2 詳細は16・17ページを参照してください。

**【専攻】** 国際政治学

外国籍を有し、次の1)又は2)に該当する者で、2019年度国際政治学専攻修士課程入試を受験しない者(研修生のみに出願する者)

1)	外国において学校教育における15年以上の課程を修了した者、又は2019年3月末までに修了見込みの者(学士学位の有無は問いません)
2)	本学大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者(※1)

※1 詳細は16・17ページを参照してください。

### 【注意】

#### 研修生への出願を検討されている方へ

- ・研修生のうち、在留資格が「留学」の外国人留学生の方は、出入国管理法により週10時間以上、授業科目の履修が義務付けられています。
- ・現在法政大学大学院の研修生である場合は、研修生への出願や併願制度への出願はできません。併願制度を「希望しない」として修士課程へ出願してください。